

事後評価対象事業の概要

平成18年12月

北陸地方整備局

平成18年度 事後評価対象事業の概要

事業名	金沢第3地方合同庁舎（増築）		事業区分	官庁営繕事業
事業箇所	石川県金沢市		整備内容	合同庁舎増築
事業採択	平成13年度	都市計画決定		
用地着手		工事着手	平成14年度	
完成に至る経緯	平成14年 3月 事業着手 平成15年 8月 増築庁舎完成 平成16年 3月 完 成			
事後評価該当基準	事業完了後一定期間（概ね3年）を経過した事業			
全体事業費	464百万円 （増築庁舎：358百万円 既存庁舎改修：106百万円）			
事業の目的	・分散した労働局の集約による業務効率の向上 ・民間ビル借用の解消			
1. 費用対効果分析の算定基礎となった要因 ・当初事業期間及び事業費は、民間ビル借用の労働局（職業安定部、雇用均等室）の面積相当分であったが、既存庁舎5階に労働局（総務部、労働基準部）が入居していたことから、事業の目的を達成するため、既存庁舎改修が必要となった。 ・そのため、費用対効果分析の算定にあたっては既存庁舎改修に係る事業期間及び事業費を含んで行っている。 2. 事業の効果の発現状況 （1）事業の効果：費用対効果（B/C）＝1.09 （2）定性的な評価：増築庁舎に入居した職員及び労働局職員を対象とした満足度調査（アンケート）の結果による。 ・増築庁舎に入居した職員については、概ね満足しているとの結果が得られた。 ・既存庁舎の労働局職員については、全体的にスペースに関する事項について低い評価となった。長期の庁舎使用による狭隘化や民間ビルとの比較において評価が影響しているものと考えられる。 3. 事業実施による環境の変化 ・日照阻害、電波障害等の周辺環境への影響はない。 4. 事業を巡る社会経済情勢等の変化 ・特に無し。 5. 今後の事業評価の必要性及び改善措置の必要性 ・事業の効果が十分に発現しており、今後の事後評価の必要性はない。また、改善措置の必要性はない。なおアンケート調査結果については今後の施設整備、保全指導の参考とし、必要に応じフォローアップを行う。 6. 同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性 ・民間ビル借用の解消に関しての事後評価は今回がはじめてであり、今後参考として活用していく。				